

## 社会福祉法人ヨハネ会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヨハネ会の役員の報酬等について定めるものである。

### (支給対象者)

第2条 この規定に基づいて役員報酬等が支給されるのは、理事長並びに所定の手続きを経て理事長から委嘱もしくは任命を受けた理事及び監事とする。

### (理事長の報酬)

- 第3条 施設長を兼務しない常勤（週4日以上勤務）の理事長の報酬は月額500,000円（税込み総支給額）とする。交通費は職員通勤手当に準じて支給する。基準日（夏：6月1日 冬：12月1日）に在任している理事長に対して賞与として各1か月分の月額報酬相当額を支給する。
- 2 非常勤（勤務が週3日以下）の理事長の報酬は、勤務1日当たり20,000円（税込み）とし、毎月20日締めで当月25日に支給する。交通費は原則として支給しない。
  - 3 非常勤の理事長が理事会、評議員会に出席した場合は、第5条1項に定めるところにより報酬を支給する。
  - 4 施設長を兼務する理事長は、施設長としての報酬を当該施設から支給する。

### (常務理事の報酬)

- 第4条 施設長を兼務しない常務理事（週5日以上勤務）の報酬は月額400,000円（税込み総支給額）とする。交通費は職員通勤手当に準じて支給する。基準日（夏：6月1日 冬：12月1日）に在任している常務理事に対して賞与として各1か月分の月額報酬相当額を支給する。
- 2 施設長等の職員を兼務する常務理事は、施設長としての報酬を当該施設から支給する。

### (理事会、評議員会出席に伴う報酬等)

- 第5条 理事もしくは監事が理事会に出席したときならびに監事が評議員会に出席したときは、会議1回あたり11,000円（所得税別途加算）の報酬を支払うものとする。なお、理事会と評議員会が同じ日に開催されたときは、監事に支払う報酬は2回分とする。
- 2 交通費については、理事会がヨハネ会もしくはその関連施設で開催された場合には支給せず、その他の施設で開催された場合はその施設までの公共交

通機関の交通費実費額を支給する。

- 3 理事長、常務理事及び職員たる理事には報酬も交通費も支払わない。

(会議以外の執務報酬等)

第6条 監事が監査もしくは指導監査の立会または理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために執務した場合は、1時間(30分以上は1時間に切り上げ)あたり3,000円(所得税別途加算)の報酬を支払うものとする。

- 2 前項の執務のために交通費が必要な場合は、監事の請求に基づき支給する。
- 3 報酬及び交通費を受ける場合、監査報告書もしくは執務記録を理事長に提出するものとする。
- 4 前各項の規定は、理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために執務した場合にも適用する。

(出張旅費)

第7条 理事長、理事及び監事が法人業務のために出張する場合は、次により日当及び旅費等を支給する。

役 職	旅 費	宿泊費(1泊)	日 当	
			半日(4H未満)	1日(4H以上)
理 事 長	実 費	15,000円	5,000円	10,000円
理事長以外	実 費	10,000円		

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後、速やかに精算することができる。
- 5 出張先が神戸市内若しくは自宅及び勤務先の所在市内の場合は、原則として宿泊費及び日当は支給しない。

附 則

平成27年6月1日施行の旧規程は廃止する。

この規程は、平成29年6月11日制定し、平成29年6月13日から施行する。